　　　　　　　　　　　　平成２８年第３回柳津町議会定例会会議録

　　　　　　　　　　　　第８日　平成２８年９月１５日（木曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

　　１番　岩　渕　清　幸　　　６番　小　林　　　功　　　９番　田　﨑　為　浩

　　２番　磯　目　泰　彦　　　７番　菊　地　　　正　　１０番　鈴　木　吉　信

　　３番　伊　藤　　　純　　　８番　齋　藤　正　志　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　田　﨑　信　二

２．欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 井　関　庄　一 |  | 保育所長 | 矢　部　良　一 |
| 副町長 | 郡　司　博　道 |  | 教育委員長 | 新井田　順　一 |
| 総務課長 | 角　田　　　弘 |  | 教育長 | 目　黒　健一郎 |
| 出納室長 | 金　子　佳　弘 |  | 教育課長 | 横　井　伸　也 |
| 町民課長 | 鈴　木　春　継 |  | 公民館長 | 舩　木　慎　弥 |
| 地域振興課長 | 菊　地　淳　一 |  | 代表監査委員 | 目　黒　忠　威 |
| 建設課長 | 横　田　勝　則 |  |  |  |

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 議会事務局長 | 天　野　　　高 |  | 専門員 | 鈴　木　一　義 |

５．会議事件は次のとおりである。

　　日程第 １ 　　報告第 １ 号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　日程第 ２ 　　報告第 １ 号　決算特別委員会付託案件審査結果報告

　　日程第 ３ 　　議案第７１号　柳津町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について

　　日程第 ４ 　　議案第７２号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について

　　日程第 ５ 　　議案第７３号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

　　日程第 ６ 　　議案第７５号　平成２８年度柳津町一般会計補正予算

　　日程第 ７ 　　議案第７６号　平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

　　日程第 ８ 　　議案第７７号　平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

　　日程第 ９ 　　議案第７８号　平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算

　　日程第１０　　議案第７９号　平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

　　日程第１１　　議案第８０号　平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

　　日程第１２　　議案第８１号　平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

　　日程第１３　　議案第８２号　平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

　　日程第１４　　議案第８３号　平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

　　日程第１５　　議案第８４号　平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算

　　日程第１６　　議案第８５号　教育長の任命同意について

　　日程第１７　　議案第８６号　教育委員会委員の任命同意について

　　日程第１８　　議案第８７号　教育委員会委員の任命同意について

　　日程第１９　　議案第８８号　町道路線の廃止について

　　日程第２０　　報告第 ３ 号　専決処分の報告について

　　日程第２１　　報告第 ４ 号　一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について

　　日程第２２　　報告第 ５ 号　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

　　日程第２３　　議員派遣について

　　追加日程第１　議員提出議案第 ７ 号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　て

　　　　　　　　　◎開議の宣告

○議長

　　　ただいまより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

　　　本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

　　　これより議事に入ります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎議案の審議

○議長

　　　日程第１、報告第１号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

　　　総務文教常任委員長の報告を求めます。

　　　総務文教常任委員長、齋藤正志君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

　　　おはようございます。

　　　報告第１号

　　　　　　　　　　　　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　　平成28年第２回柳津町議会定例会において本委員会に付託され、継続審査とした請願第１号は、８月23日に関係課長の出席を求め、閉会中の委員会を開催し慎重に審査いたしました。

　　　平成28年第３回柳津町議会定例会において付託された陳情第７号については、平成28年９月13日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

　　　その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

　　　１．請願第１号　「防火水槽改善に関する請願」については、請願の趣旨は尊重するものの、地区において広い視点から検討すべき事案であることから、不採択とすることに決しました。

　　　２．陳情第７号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、陳情の趣旨を十分尊重し、採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

　　　以上報告いたします。

　　　平成２８年９月１５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町議会総務文教常任委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　齋　藤　正　志

　　　柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　日程第２、報告第１号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

　　　審査結果の報告を求めます。

　　　決算特別委員会委員長、田﨑信二君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

　　　おはようございます。

　　　報告第１号

　　　　　　　　　　　　決算特別委員会付託案件審査結果報告

　　　平成２８年第３回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された

　　　１．議案第７４号　平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について

　　　　１．平成２７年度柳津町一般会計歳入歳出決算

　　　　２．平成２７年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

　　　　３．平成２７年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

　　　　４．平成２７年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

　　　　５．平成２７年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算

　　　　６．平成２７年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

　　　　７．平成２７年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算

　　　　８．平成２７年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

　　　　９．平成２７年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算

　　　１０．平成２７年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算

　　　１１．平成２７年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

　　について、９月９日、12日の２日間、執行部より町長、各主管課長等及び班長の出席を求め、慎重に審査した結果、

　　１．議案第７４号　平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

　　　平成２８年９月１５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町議会決算特別委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　田　﨑　信　二

　　　柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

　　　なお、監査委員の決算審査意見書の指摘事項及び議会の予算意見書の履行について、最大限努めていただきたいと思います。

　　　以上です。

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議案第７４号「平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について」を決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第３、議案第７１号「柳津町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　議案第７１号「柳津町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、観光案内所を建てかえたことから、新たに設置及び管理に関する必要な事項を規定するため条例を制定するものであります。

　　　なお、詳細につきましては地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

　　　それでは、議案第７１号「柳津町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について」、補足して説明申し上げます。

　　　２ページをお開きください。

　　　本条例は７条からなるものでございます。

　　　第１条でありますが、目的及び設置ということで、柳津町の観光の魅力を広く情報発信するとともに、柳津町を訪れる観光客等に対して的確な現地情報の提供を行うことを目的として、柳津町観光案内所を設置するものであります。

　　　第２条でありますが、名称及び位置でございます。名称を柳津町観光案内所とするものであります。位置につきましては、柳津町大字柳津字寺家町甲176番地３とするものでございます。

　　　第３条につきましては、業務について定めたものでございます。１つ目に観光情報の提供に関する業務、２つ目に観光宣伝資料等の配布に関する業務、３つ目に特産品等の紹介及び販売に関する業務、４つ目に、前３号に掲げるもののほか案内所の設置の目的を達成するために必要な業務でございます。

　　　第４条は業務時間を定めたものでございます。案内所の業務時間は午前８時30分から午後６時までとするもので、ただし書きとしまして、町長が必要があると認めたときは業務時間を変更することができることとするものでございます。

　　　第５条、委託でありますが、案内所の管理及び運営を委託することができることとするものでございます。

　　　第６条、損害賠償等、案内所の利用者は、その責に帰すべき事由により案内所の施設等を破損し、又は滅失したときは、町長が相当と認める額を賠償しなければならないとするもので、町長が特別の事情があると認めるときはこの限りではないこととするものでございます。

　　　３ページをお開きください。

　　　第７条、委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、別に町長が定めるということの内容でございます。

　　　附則としましては、この条例は平成28年９月16日から施行することとしております。

　　　以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第７１号「柳津町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第４、議案第７２号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第７２号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」、提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、教育委員会制度改正に伴い本年10月１日より新教育長制度に移行するに当たり、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件につきまして現行の特別職の給与、条例等により対応できるため、条例を廃止するものであります。

　　　なお、詳細につきましては教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　教育課長。

○教育課長（登壇）

　　　議案第72号について補足説明をさせていただきます。

　　　５ページをごらん願います。

　　　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について、ご説明を申し上げます。

　　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日から施行され、教育委員会制度の改正で教育公務員特例法第16条が削除されました。この教育公務員特例法第16条の削除がこのたびの廃止条例の理由となるものであります。

　　　教育公務員特例法第16条につきましてご説明をさせていただきます。

　　　第16条には２項ございます。まず第１項は、教育長については地方公務員法第22条から第25条までの規定は適用しないとされておりました。規定内容につきましては、条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件でありました。

　　　次に、第２項は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に当該地方公共団体の条例で定めると定められておりました。

　　　新柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で教育長が追加されており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に対応ができるため、本条例を廃止するものであります。

　　　附則の１におきましては、この条例の施行時期について規定しております。附則の２におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を適用する前日までの期間、すなわち任期でありますが、現行の教育長の任期期間中は新制度の適用を受ける前の日の９月30日まで、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定の効力を有するものとしているものでございます。

　　　以上で、議案第72号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第７２号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第５、議案第７３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第７３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い提案をするものであります。

　　　なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、議案第73号を補足して説明申し上げます。

　　　６ページでございます。

　　　議案第７３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

　　　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものでございます。

　　　７ページをお開きください。

　　　今回対象となります辺地のエリアといたしましては、西山西部辺地でございます。対象地区といたしまして大字胄中から大字琵琶首の全域が対象となっております。

　　　続きまして、８ページ、９ページをお開きください。

　　　まず、９ページのほうで変更前をご説明申し上げます。今回対象といたしました除雪ドーザ購入14トン級１台、琵琶首地区でございますが、これにつきましては当初、過疎整備事業債を充当するという予定で計画をしておりましたが、過疎債の県としての枠というものがございまして、その枠の中で過疎を少し調整していただきたいという話がございまして、柳津町といたしましては、過疎債よりも辺地債のほうが有利に財源として使える、交付税措置も有利であるということを勘案いたしまして、今回辺地のほうにこのドーザを変更するものでございます。

　　　事業費といたしましては、3,022万円、特定財源2,074万円、一般財源948万円、辺地債940万円、あくまでもこれは当初に計画をしておりました計画値でこの計画を上げさせていただいております。今回補正予算で計上しております金額とは若干違っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

　　　前のページに戻りまして、８ページの一番下に除雪機械購入費といたしまして追加をして５年間の整備計画とするものでございます。

　　　以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第７３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　日程第　６、議案第７５号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算」

　　　日程第　７、議案第７６号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

　　　日程第　８、議案第７７号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

　　　日程第　９、議案第７８号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

　　　日程第１０、議案第７９号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

　　　日程第１１、議案第８０号「平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

　　　日程第１２、議案第８１号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

　　　日程第１３、議案第８２号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

　　　日程第１４、議案第８３号「平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

　　　日程第１５、議案第８４号「平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

　　については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議案第７５号、議案第７６号、議案第７７号、議案第７８号、議案第７９号、議案第８０号、議案第８１号、議案第８２号、議案第８３号、議案第８４号は、一括上程し、議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第７５号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第７６号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第７７号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

　　　次に、議案第７８号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第７９号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

　　　次に、議案第８０号「平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入予算の補正であります。

　　　次に、議案第８１号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第８２号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第８３号「平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　次に、議案第８４号「平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

　　　なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　それでは、私のほうから補正予算につきまして内容等の補足説明をさせていただきます。

　　　なお、今回の補正予算につきましては、平成27年度の決算に伴い繰越金が生じたため、全会計の補正予算をお願いするものでございます。また、職員の超過勤務手当でございますが、今回、年間の見込み額を計上させていただきまして、全ての人件費にかかわる部分についての超過勤務を補正させていただいたというところでございます。

　　　それでは、各会計ごとの説明をさせていただきます。

　　　１ページをお開きください。

　　　議案第７５号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算（第３号）」。

　　　歳入歳出それぞれに4,641万2,000円を追加し、歳入歳出総額といたしまして37億7,610万1,000円とするものであります。

　　　２条といたしまして、地方債の変更につきましては、地方債補正によるものといたします。

　　　５ページをお開きください。

　　　第２表　地方債の補正でございます。

　　　まず、一番上にあります消防施設整備事業でございますが、これにつきましては、次の６ページの一番上にあります消防施設整備事業（過疎対策事業債）の組み替えでございます。先ほど辺地債のほうでもお話を申し上げましたが、過疎枠がどうしてもなかなかもらえないという部分がございまして、今回、過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債に組み替えをするものでございます。なお、交付税算定につきましては、同様になっております。

　　　次の町道鳥屋居平線整備事業（辺地対策事業債）でございますが、100万円の減額という分でございます。

　　　除雪機械整備事業債につきましては、先ほど申し上げました辺地の変更に伴いまして、その下段にあります過疎対策事業債の除雪機械整備事業の組み替えでございます。金額が違う理由といたしましては、既に購入は済んでおりまして、対象事業費が確定していることに伴いまして辺地債の金額が620万円となったところでございます。

　　　簡易水道統合整備事業でございますが、これにつきましては、国庫補助金の確定に伴いまして事業費が減額となることに伴い、一般会計で借り入れする過疎対策事業債の減額となるところでございます。

　　　続きまして、消雪設備整備事業でございますが、過疎対策事業債330万円の増加となっております。これにつきましては、除雪機械整備事業、過疎対策事業で950万円を辺地で組み替えにして620万円が発しました。ここで330万円の差額が生じておりますので、その330万円をこの消雪施設のほうに回したいという考え方でございます。

　　　次のページの消防施設については先ほどご説明したとおりです。

　　　臨時財政対策債でございますが、これにつきましては、交付税算定が確定いたしまして、臨財債の額が9,431万6,000円と確定したことに伴います補正として補正の減でございます。

　　　最後に公共土木、災害復旧事業債でございますが、今回、８月２日の災害に伴います工事費が計上されております。それに伴う災害復旧事業債の今回見込むものという形でございます。

　　　総額といたしまして、補正前で４億6,340万円を４億3,360万円、2,980万円の減となったところでございます。

　　　９ページをお開きください。

　　　歳入でございます。

　　　地方特例交付金でございますが、これは確定に伴う増でございます。

　　　地方交付税につきましても、本算定が終わりまして確定に伴う増、１億3,088万円という部分になっております。

　　　続きまして、13款国庫支出金の国庫負担金、災害復旧費国庫負担金でございますが、これは、先ほど災害復旧事業債でも申し上げましたとおり、災害復旧事業が今回補正予算として計上されておりますので、その事業費に対する66.7％の補助率での歳入を見込んでいるところでございます。

　　　国庫補助金でございます。総務費国庫補助金でございますが、これにつきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、これはマイナンバー関係に伴う改修費の補助金として増加になるものでございます。続きまして、土木費国庫補助金でございますが、これは内容的に補正額としてはゼロでございますが、道路整備事業補助金といたしまして消雪工事のほうに700万円を上乗せし、雪寒機械購入が終わって確定しておりますのでその700万円を減額するという部分でございます。

　　　次のページでございます。

　　　県支出金、県補助金でございます。農林水産業費県補助金でございますが、農業委員会の交付金の確定に伴います減でございます。

　　　次に、県委託金でございます。総務費県委託金でございますが、これにつきましては、１つが土地利用規制対策費交付金、内示額増に伴うものでございます。統計調査費といたしましては、工業統計調査の確定に伴う減というところでございます。

　　　繰入金でございますが、基金繰入金といたしまして当初予算で財政調整基金繰入金7,000万円を見込んでいたところでございますが、今回地方交付税の確定に伴いましてこの繰入金を見込まなくても予算が執行できると考えられましたので、今回、当初予算で計上いたしました財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

　　　続きまして、次の11ページをお開きください。

　　　繰越金でございます。前年度繰越金604万円の増でございますが、これにつきましては、決算に伴う繰越金が１億304万383円という形で確定いたしました。そのうち決算書のほうで書かれてございますが、5,200万円を財政調整基金のほうに積み立てをするとなっておりますので、その残り分について今回補正をするものでございます。

　　　諸収入、雑入でございます。雑入部分でございますが、１つ目といたしまして、青年就農給付金返還金は、２カ月分の国庫からいただいております青年就農給付金の還付金でございます。続きまして、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金でございますが、これは建設課で購入いたしました庁車の補助金としていただくものでございます。次の４節の雇用保険料でございますが、これにつきましては、今回の歳出補正の中で臨時職員を見込んでおりますので、その臨時職員の雇用保険を計上させていただいたところでございます。

　　　20款町債でございます。２衛生債でございますが、過疎対策事業債は簡易水道統合整備事業債の減額、これにつきましては事業費国庫補助金の減に伴う事業費の減によるものでございます。

　　　土木債、辺地対策事業債につきましては、鳥屋居平線の部分で100万円の減、除雪機械整備事業債として620万円が辺地債のほうに上がると。過疎対策事業債のほうでは、除雪機械整備事業債で950万円の減額となる、消雪整備事業のほうに330万円を増加するというものでございます。

　　　続いて、消防債でございますが、過疎対策整備事業債について490万円の減額でございます。次のページになりまして、緊急防災・減災対策事業債で490万円、これは過疎債から緊防債への組み替えでございます。

　　　８目臨時財政対策債につきましては600万円の減でございます。確定に伴うものでございます。

　　　９目災害復旧債については、土木工事災害復旧債の今回歳出で見込んでおります国庫補助金の残り分を町債で見込んだものでございます。

　　　次のページをお開きください。

　　　歳出でございます。

　　　１款議会費１項議会費１目議会費でございます。補正総額といたしまして56万4,000円でございます。超勤と役務費につきましては、全員協議会等につきまして今回から一般の方々にも開示をするという部分になりましたので、それについての議事録等が必要になるというふうになってきております。今までは議会事務局の職員がつくっていたわけでございますが、なかなか今の体制ではできないというふうになってございますので、それを翻訳料といたしまして委託料でお願いをしたいという部分でございます。13節委託料につきましては、子供議会を今後予定しております。その議会の放映の委託を考えてございますので、その増を見込んだところでございます。

　　　２款総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、職員の超過勤務並びに婚姻等に伴います住居手当、通勤手当、寒冷地手当の変更に伴うものでございます。

　　　10目諸費でございますが、191万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、安久津地区ほか８地区の防犯灯整備事業の補助金として計上させていただきました。

　　　11目土地利用計画策定費でございます。これにつきましては、歳入のほうで２万7,000円の歳入増がございましたので、それに伴います歳出の増でございます。

　　　12目電算管理費でございます。委託料につきましては、マイナンバー改修等に伴うシステム改修委託料でございます。

　　　次のページでございます。

　　　徴税費、徴税総務費につきましては、超過勤務手当と償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、確定申告等に伴いまして還付等が発生するという部分が当然出てまいります。それで、今回につきましては大きいところですと40万円以上の還付額が１事業所で出ているということがございまして、今後の確定申告等をにらんで51万7,000円増加をお願いしたいというところでございます。

　　　続きまして、賦課徴収費１万3,000円でございますが、これにつきましては、システム使用料といたしまして軽自動車等の情報提供サービスにつきまして本年度より利用を開始したところでございます。４月１日現在での登録者数が1,499件、月平均大体93件ほどの登録を見込んでおります。それに伴いまして１件当たり12円の金額がかかってまいりますので、それを今回補正として見込ませていただきました。

　　　総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、減額補正でございます。

　　　選挙費につきましては、増額の超過勤務補正でございます。

　　　次のページをお願いいたします。15ページでございます。

　　　統計調査費の６万2,000円、超過勤務手当の増、並びに統計調査費の部分で土地利用計画策定費の補助金が減額になりましたので、それに伴います減額補正を計上したところでございます。

　　　続きまして、民生費でございますが、民生費につきましては、先ほど戸籍住民基本台帳費で超過勤務手当を減額補正をさせていただきました。ここにつきましては、今現在、臨時福祉給付金という国の制度を利用した事業を行っております。その中で超過勤務手当を事務費として計上することが可能であるということでございますので、そちらのほうでできる限り超勤を見込むという考え方をさせていただきまして、町民課住民福祉班の関係する部署の超過勤務手当については調整をさせていただいたというところでございます。

　　　社会福祉総務費、職員手当でございます。超過勤務手当としては32万1,000円の増額でございますが、この内訳といたしましては、臨時福祉給付金部分で64万7,000円の増で、通常分といたしまして32万6,000円の減をしたところでございます。繰出金といたしましては、国保会計の事業会計の繰出金でございます。

　　　老人福祉費についての繰出金につきましては、介護保険料繰出金と後期高齢者繰出金の増、減に伴う増でございます。

　　　国民年金費につきましては、超過勤務手当の減並びに婚姻等に伴います住居手当、寒冷地手当、通勤手当等の補正でございます。

　　　４目障害者福祉費につきましては、27年度の事業費が確定したことに伴いまして、国・県からいただいておりました補助金等の償還が発生いたしましたので、今回191万1,000円をお願いするものでございます。

　　　次の16ページでございます。

　　　児童福祉費の児童福祉総務費につきましても同様で、子ども子育て支援の償還金24万円でございます。

　　　柳津保育所運営費でございます。ここにつきましては、今回、産休、育休、代休の部分とゼロ歳児対応部分という部分で臨時職員の補正予算並びに共済費等の補正をお願いするものでございます。産休、育休、代替につきましては10月から３月分を予定しており、ゼロ歳児対応につきましては12月から３月分を対象として予算を計上させていただきました。

　　　３の西山保育所運営費でございますが、職員手当で超勤でございます。

　　　児童措置費でございます。これにつきましては、昨年度実施いたしました子育て世帯臨時特例給付金の償還金でございます。

　　　衛生費の保健衛生費の職員手当につきましては、超過勤務の増でございます。

　　　予防費の委託料でございますが、これにつきましては、本年10月１日からＢ型肝炎の予防接種が施行されるとなりましたので、それに伴う増でございます。対象といたしましては、ゼロ歳から１歳までの間に３回接種するという形になっているものでございます。

　　　次のページをお開きください。

　　　衛生費の環境衛生費でございます。繰出金でございます。簡易水道事業特別会計繰出金の減でございます。

　　　母子保健費で、これにつきましては、療養医療費の償還金の確定に伴う償還部分でございます。

　　　５款農林水産業費の農業費でございます。１目として農業委員会費でございます。報酬につきましては、当初では耕作放棄地等の調査員報酬といたしまして36万1,000円を計上したところでございますが、農業委員会の法改正に伴いまして、新たな法制度のもとでは農業委員が耕作放棄地についても調査をするものとうたってございますので、この報酬につきましては今回減額をさせていただくというものでございます。職員手当につきましては、超過勤務でございます。

　　　３目農業総務費でございますが、これにつきましては、今回備品購入費といたしまして庁車購入費をお願いするものでございます。これにつきましては、今現在、地域振興課農業振興班で使用しておりますウイングロードという車がございますが、そのエンジンがもう大分傷んでおりまして、エンジンの乗せかえをしないとだめな状態になっているというふうに来ております。それで、軽の４輪駆動車に買いかえをしたいという部分で今回お願いするものでございます。

　　　農業振興費につきましては、職員の超過勤務手当と歳入で見込みました青年就農給付金の返還金の25万円、２カ月分を計上させていただいたものでございます。

　　　８目国土調査費でございます。あとは９目の中山間地域等直接支払事業費でございますが、これにつきましては職員の超勤でございます。

　　　次のページの林業費、林業振興費についても、同様の職員の超勤でございます。

　　　商工費、商工費の商工振興費につきましては、職員の超過勤務手当の増並びに旅費ということで30万円でございますが、これは企業誘致等を行う場合の必要旅費といたしまして今回30万円の補正をお願いするものでございます。

　　　観光費といたしまして2,292万8,000円の大きな補正となっております。この大きな理由といたしましては、工事請負費の2,000万円ということでございますが、これは滝の湯の給湯管がございまして、それにつきましては滝谷川を横断しております。台風９号の際にその横断しておりますワイヤーが、経年劣化もございますが、切れてしまったということがございまして、それを修繕しなければならないという部分で今回2,000万円をお願いするものでございます。

　　　職員手当、管理職特殊勤務手当については超勤の増でございます。

　　　需用費から委託料の観光案内所業務委託料137万5,000円、これまでは、今回条例を提案させていただきました観光案内所の業務に必要なものを今回補正させていただきたいという部分で提案させていただいたものでございます。委託料の中で、松くい虫防除事業委託料の33万5,000円でございますが、これにつきましては魚淵公園にあります松が松くい虫の被害に遭っております。それを伐倒するものでございます。

　　　28繰出金については、スキー場特別会計の繰出金の減でございます。

　　　次のページをお開きください。

　　　土木費、道路橋梁費でございます。道路維持費につきましては、委託料といたしまして880万円の減となっております。これにつきましては、本年度当初で予定をしておりました消雪施設の点検２カ所分を今回取りやめをするものでございます。

　　　工事請負費につきましては、施設改修工事といたしまして2,065万9,000円の増額補正となっております。これにつきましては、出倉のボーリングについては既に発注をしているところでございますが、配管の部分について大分使っていないものですから、それとボーリングの位置が変わってきたことによりまして配管をし直す必要ができたものですから、今回2,065万9,000円を追加させていただきまして、出倉消雪につきましては本年度より消雪機能として使えるようにしていきたいという考え方で今回提案させていただくものでございます。

　　　備品購入費につきましては、庁車購入費及び除雪機械購入費の確定に伴います減でございます。

　　　道路新設改良費の100万円の減でございますが、これにつきましては、委託料につきまして180万円の増でございますが、設計委託料につきましては八坂野大野線の地すべり、開設業務という部分で100万円の増をお願いするものでございます。下の段の物件調査委託料でございますが、下の湯五畳敷線の家屋調査に伴う委託料80万円をお願いするものでございます。今回、委託料で180万円を増額したことによりまして、工事請負費から180万円を減額し、組み替えをするものでございます。

　　　公有財産購入費100万円の減額でございますが、これは五畳敷大成沢線事業の用地買収費が既に確定いたしました。この事業につきましては、27年から28年の繰越明許費の中に用地買収費として100万円を既に持っておりまして、その100万円の中で五畳敷大成沢線の用地買収費が全部完了できると確定したことに伴いまして、当初予算でとっておいた公有財産100万円を今回減額するものでございます。

　　　次の住宅費でございます。公営住宅管理費につきましては、職員手当、超勤の増でございます。

　　　次のページでございます。

　　　消防費でございます。消防施設費につきましては、補正額ゼロとなっておりますが、これにつきましては、起債の組み替えに伴います財源補正という形になっております。

　　　４目の広域消防費で176万円の増となっておりますが、工事請負費及び公有財産購入費につきましては、現在、消防署柳津出張所の脇にあります危険家屋につきまして、家屋の所有者等の話し合いがつきまして家屋の取り壊しができるようになりました。土地の所有者がその家屋の取り壊しについて申請をするという形で進めているところでございます。取り壊しが終わった後に、町といたしましては、その用地を買収し、柳津出張所の駐車場として整備をしていきたいという考えを持っております。

　　　なお、広域消防のほうからも柳津出張所だけが消防署に隣接する駐車場を持っていないという状況になっておりますので、ぜひお願いをしたいという要望書も来ているところでございます。

　　　工事請負費につきましては、家屋等の除去等が済んだ後に伐根をして、その後整地をしたいという考えを持っておりますので、その工事請負費で50万円をお願いしたいというところでございます。

　　　教育費の教育総務費の事務局費でございますが、超勤の補正でございます。

　　　社会教育費の美術館管理費につきましても、超勤の補正並びに委託料でございますが、委託料につきましてはアトリエ館のシロアリ駆除をするものでございます。

　　　美術館事業の旅費13万7,000円でございますが、これはムンクの借り受け等の打ち合わせ、あるいは生誕100周年、没後20周年の斎藤清の特別展を実施するために、三重県あるいは山口県に出張するための旅費を今回補正させていただくものでございます。

　　　次のページをお開きください。21ページです。

　　　保健体育費でございますが、超勤の補正となっております。

　　　10款災害復旧費でございます。現年公共土木災害復旧費については、委託料並びに工事請負費という形で、災害査定の委託料と８月２日発生豪雨災の道路２カ所分の工事請負費の補正をお願いするものでございます。

　　　予備費につきましては、歳入歳出の調整分といたしまして1,148万2,000円の増額をお願いするものでございます。

　　　続きまして、30ページをお開きください。

　　　議案第７６号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」でございます。

　　　事業会計の歳入歳出それぞれに237万3,000円を追加して、総額といたしまして６億2,549万9,000円とするものでございます。施設勘定におきましては、歳入歳出それぞれ594万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額を9,164万3,000円とするものでございます。

　　　35ページをお開きください。

　　　歳入でございます。

　　　国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税でございますが、これにつきましては、所得等が確定しまして本算定をやっておりますので、その本算定に伴いましての保険税の変更となったものでございます。

　　　続いて、退職被保険者等国民健康保険税についても同様の理由でございます。

　　　国庫支出金の国庫補助金でございます。財政調整交付金につきましては、今回施設勘定のほうでエックス線のテレビ装置の修繕をしております。それにつきまして今回特別財政調整交付金の対象となるということになりましたので、その歳入126万円を見込むものでございます。同額を歳出のほうで繰り出しをする予定をしております。

　　　続きまして、36ページをお願いいたします。

　　　前期高齢者交付金でございますが、確定に伴う増でございます。

　　　繰入金、一般会計繰入金でございます。人件費分の繰入金で56万円でございます。

　　　繰越金でございますが、決算確定に伴います13万9,000円の減額補正となったところでございます。

　　　次のページ、歳出でございます。

　　　総務費、総務管理費の一般管理費で、職員手当の増でございます。

　　　２款保険給付費、一般被保険者療養給付費につきましては、財源補正でございます。

　　　３款後期高齢者支援金等でございますが、これにつきましては確定に伴います歳出の増、次の前期高齢者納付金につきましても確定に伴います歳出の増でございます。

　　　次のページをお開きください。

　　　諸支出金といたしまして、償還金利子及び還付加算金でございます。償還金といたしまして、昨年度の各給付費が確定したことに伴いまして償還金が発生いたしましたので、今回351万3,000円の補正をお願いするものでございます。

　　　諸支出金、繰出金でございますが、先ほど歳入で見込みました126万円を施設勘定に繰り出すものでございます。

　　　予備費でございますが、300万8,000円を減額するものでございます。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議いたします。

　　　再開を11時10分といたします。（午前１１時００分）

○議長

　　　議事を再開いたします。（午前１１時１０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　引き続き、補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　では、51ページになります。

　　　国民健康保険の施設勘定の部分でございます。

　　　歳入でございます。歳入につきましては、特別会計繰入金といたしまして126万円の歳入でございます。繰越金確定に伴いまして468万3,000円の収入増をするものでございます。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　歳出でございます。

　　　総務費の施設管理費、一般管理費につきましては、超勤の補正であります。医薬費、医薬用機械器具費につきましては財源補正でございます。予備費につきましては585万2,000円の補正をさせていただくものでございます。

　　　61ページをお願いいたします。

　　　議案第７７号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」でございます。

　　　歳入歳出それぞれ92万4,000円を減額し4,981万円とするものでございます。

　　　66ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。

　　　後期高齢者医療保険料でございますが、これにつきましては本算定に伴います各現年度の確定、あるいは滞納繰越分については決算に伴う確定という部分で補正をお願いするものでございます。

　　　繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして６万1,000円の補正でございます。

　　　繰越金といたしまして、確定に伴います84万8,000円の補正。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　歳出でございます。

　　　総務費、総務管理費の一般管理費、超勤の補正でございます。

　　　２款広域連合納付金につきましては、負担金補助及び交付金で保険料等負担金の97万6,000円の減額補正をするものでございます。

　　　諸支出金につきましては、還付金という部分で6,000円の増でございます。

　　　予備費として１万5,000円の減でございます。

　　　76ページをお願いいたします。

　　　議案第７８号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第２号）」でございます。

　　　歳入歳出それぞれ3,047万5,000円を追加し、総額として５億1,806万6,000円とするものでございます。

　　　81ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。

　　　保険料、介護保険料、第１号被保険者保険料でございますが、これにつきましては本算定に伴う確定分として87万7,000円の補正でございます。

　　　支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金といたしまして27年度の事業費確定に伴います追加分として418万9,000円の増、地域支援事業交付金として１万4,000円の増となったところでございます。

　　　繰入金といたしまして、一般会計繰入金で事務費分として５万4,000円の減額補正となったところでございます。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　繰越金でございます。繰越金といたしまして、前年度繰越金2,544万9,000円となったところでございます。介護保険につきましては、繰越金で多額の額が発生いたしましたが、介護保険計画を３カ年計画という形でつくっておりますので、27年度においてはその第１期目の期間という部分で、当初につきましては基本的にある程度余裕を持っていると。２期目、本年度については大体ゼロベース、３年目については１期目で余裕を持って積み立て等をしたものを取り崩して対応していくというような考え方で介護保険の３カ年計画がつくられているというふうになっておりますので、今回多くの繰越金が発生したと考えてございます。なお、歳出でこの繰越金については積立金をしていきたいと考えております。

　　　次のページ、歳出でございます。

　　　総務費、総務管理費の一般管理費で職員手当の減額５万4,000円でございます。

　　　基金積立金でございます。介護給付費準備基金の積立金といたしまして2,500万円を積み立てしたいという考え方でございます。

　　　諸支出金といたしまして償還金及び還付加算金で、償還金として保険のほうに533万9,000円を返すという形になります。

　　　予備費といたしまして19万円の補正となったところでございます。

　　　92ページをお願いいたします。

　　　議案第７９号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」でございます。

　　　歳入歳出それぞれ8,244万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ２億9,946万9,000円とするものであります。

　　　地方債につきましては、「第２表　地方債補正」によるところでございます。

　　　95ページをお願いいたします。

　　　第２表の地方債補正でございます。柳津簡易水道統合整備事業という部分でございますが、簡易水道事業債でございます。当初8,960万円という予定をしておりましたが、今回補助金額が確定したことに伴いまして事業費が減となりました。それに伴います借入金の減という部分で3,240万円の起債の減額となったところでございます。

　　　98ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。

　　　国庫支出金、国庫補助金でございますが、簡易水道等の施設整備補助金でございます。これにつきましては補助金が確定をいたしました。３分の１補助でございます。ということで、5,204万4,000円が確定額となったところでございます。

　　　繰入金でございますが、一般会計繰入金といたしまして2,068万9,000円の減額補正です。

　　　繰越金といたしましては２万2,000円の増額補正です。

　　　町債といたしまして、簡易水道事業債として3,240万円の減額補正をするものでございます。

　　　次のページ、歳出でございます。

　　　簡易水道事業費の中で職員手当については超勤でございます。

　　　旅費及び負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては、当初予算の時点で水道技術管理者の資格取得のための職員の研修を予定しておりましたが、現建設課体制の中で本年度１名の職員をこの研修に送り出すことが不可能という状況でございまして、今回この予算を減額させていただきたいというところでございます。

　　　需用費でございますが、554万3,000円の補正をお願いしたいというところでございます。内容といたしましては、牧沢水源の渇水対策分236万5,200円、柳津配水池の滅菌期器の修繕125万2,800円、それと、既に修繕等は終わっておりますが岩坂の漏水等に伴うもので約200万円程度という部分で今回修繕費の補正をお願いするものでございます。

　　　２目の簡易水道統合整備事業でございますが、これが補助対象事業でございます。今回、歳入の国庫補助金が減額になったことに伴いまして、工事請負費の事業費を減額するものでございます。

　　　続いて108ページをお願いいたします。

　　　議案第８０号「平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算（第１号）」でございます。

　　　これにつきましては歳入補正予算でございます。

　　　111ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。

　　　一般会計繰入金については９万5,000円の減額補正、繰越金につきましては４万1,000円の減額補正、諸収入の雑入といたしまして13万6,000円の増となっておりますが、これにつきましては、携帯電話基地局の電話料負担金の変更に伴います増額という部分でございます。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　議案第８１号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」でございます。

　　　歳入歳出に88万円を追加し、総額として8,947万3,000円とするものでございます。

　　　117ページをお開きください。

　　　繰越金でございます。88万円の歳入補正でございます。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　歳出、総務費、総務管理費の施設管理費で142万2,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては修繕費でございます。内容といたしましては、野老沢配水浄化センターの脇の攪拌装置の修繕97万2,000円と藤配水浄化槽の攪拌ポンプの修繕45万円をお願いするものでございます。

　　　予備費につきまして54万2,000円の減額をお願いするところでございます。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　議案第８２号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第２号）」でございます。

　　　歳入歳出それぞれ50万円を追加して、総額といたしまして7,868万6,000円とするものでございます。

　　　124ページをお願いいたします。

　　　歳入でございます。

　　　繰越金でございます。50万円の繰越金の補正でございます。

　　　次のページをお願いいたします。

　　　歳出でございます。

　　　総務費、総務管理費で需用費といたしまして修繕費でございます。これにつきましては、既に修繕等は終わっているわけですが、細越のポンプ場の入り口にあります国道にありますマンホールポンプの修繕という部分で22万4,000円をお願いするものでございます。

　　　予備費で27万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

　　　続きまして、次のページでございます。

　　　議案第８３号「平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算（第１号）」でございます。

　　　歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、総額として318万2,000円とするものでございます。

　　　この会計につきましては、繰越金の額18万2,000円を歳出で予備費で計上させていただくという補正でございます。

　　　133ページをお願いいたします。

　　　議案第８４号「平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」でございます。

　　　25万2,000円を追加し、総額として525万2,000円とするところでございます。これも簡易排水と同様でございまして、繰越金を生じておりますのでそれを予備費の歳出で補正したいというところでございます。

　　　以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第７５号「平成２８年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第７６号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第７７号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第７８号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第７９号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第８０号「平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第８１号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第８２号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第８３号「平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　議案第８４号「平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１６、議案第８５号「教育長の任命同意について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第８５号「教育長の任命同意について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、現教育長が平成28年９月30日で任期満了となることに伴い、平成27年４月１日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、新たに教育長を町長が任命する必要があることから提案をするものであります。

　　　よろしくお願いします。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　暫時休議いたします。（午前１１時２８分）

○議長

　　　議事を再開します。（午前１１時２９分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　ただいまお手元にお配りをいたしました

　　議案第８５号

　　　住　　所　　福島県河沼郡柳津町大字小椿字村中甲６９４番地

　　　氏　　名　　目　黒　健　一　郎

　　　生年月日　　昭和２８年５月２０日生まれ

　　の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

　　　よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第８５号「教育長の任命同意について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１７、議案第８６号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第８６号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、杉原小芳氏が平成28年９月30日をもって任期満了になることにより、提案をするものであります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議します。（午前１１時３２分）

○議長

　　　議事を再開します。（午前１１時３３分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　ただいまお手元にお配りをいたしました

　　議案第８６号

　　　住　　所　　福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲１６３番地

　　　氏　　名　　鈴　木　礼

　　　生年月日　　昭和４７年１月２１日生まれ

　　の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

　　　よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第８６号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１８、議案第８７号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第８７号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、二瓶裕美氏が平成28年９月30日をもって任期満了になることにより、提案をするものであります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　暫時休議します。（午前１１時３６分）

○議長

　　　議事を再開します。（午前１１時３７分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　ただいまお手元にお配りをいたしました

　　議案第８７号

　　　住　　所　　福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田４８０番地

　　　氏　　名　　鈴　木　亘

　　　生年月日　　昭和４０年１月１１日生まれ

　　の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

　　　なお、鈴木　亘氏の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則第４条を適用し、委員の任期が特定の年に偏ることのないよう３年とするものであります。

　　　よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第８７号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第１９、議案第８８号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第８８号「町道路線の廃止について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、町道塩野五斗畑線について廃止をしようとするものであります。

　　　なお、詳細につきましては建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いを申し上げます。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　建設課長。

○建設課長（登壇）

　　　町道路線の廃止について、補足して説明を申し上げます。

　　　15ページをお開きください。

　　　路線番号、1175。路線名、塩野五斗畑線。起点、大字猪倉野字古屋敷乙399－１。終点、大字猪倉野字古屋敷乙405－６。道路幅員、3.6メートルから5.9メートル。道路の延長、道路実延長237.5メートル。橋梁延長についてはありません。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第８８号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第２０、報告第３号「専決処分の報告について」を議題といたします。

　　　専決処分の報告を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　報告第３号「専決処分の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

　　　本報告は、平成28年６月27日に発生した町道柳津石神線の事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

　　　なお、詳細につきましては建設課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　建設課長。

○建設課長（登壇）

　　　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

　　　18ページをお開きください。

　　　専決第４号

　　　　　　和解について

　　　地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

　　　１　和解の相手方

　　　　　　住所　新潟県新潟市諏訪町３丁目１２－２

　　　　　　氏名　熊倉桐材　熊倉保男

　　　２　事件の概要

　　　　　　平成28年６月27日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字三千仏山地内の町道柳津石神線上において、熊倉桐材所有の２トンユニック車が横転し、転落防止柵や舗装などに70万2,000円相当の被害を及ぼしたものであります。

　　　３　和解の内容

　　　　　　相手方は町が管理する道路施設等について事故に起因する損傷物の原状復旧をするものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。

　　　平成２８年７月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町長　　井　関　庄　一

　　　以上であります。

○議長

　　　これをもって報告を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第２１、報告第４号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

　　　経営状況の報告を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　報告第４号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告をいたします。

　　　本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より、平成27年度の経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

　　　なお、詳細につきましては地域振興課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

　　　報告第４号「一般財団法人やないづ振興公社の経営状況報告について」補足して説明をいたします。

　　　本来ですと、お手元の決算報告書に基づきましてご報告するところでありますが、施設ごとの決算書になっていないことから別冊の平成27年度収支計算書により報告をさせていただきたいと思います。

　　　なお、こちらの収支計算書には減価償却費等の経費が入っておりませんので、決算報告書の合計金額とは一致しませんが、ご了承願います。

　　　それでは、１ページをお開き願います。

　　　収支計算書総括表であります。

　　　勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

　　　なお、つきみが丘町民センター、柳津森林公園、観光物産館清柳苑、山村公園せいさん荘の合算が合計額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

　　　収入の部、事業収入２億4,959万258円。売り上げ１億7,247万4,717円。中ほどの利用料でございますが、5,227万8,510円。雑入2,069万3,031円。指定管理料414万4,000円。当期収入合計２億4,959万258円であります。

　　　次に支出の部であります。

　　　一般管理費２億4,845万1,325円。人件費9,451万526円。

　　　２ページをお開きください。

　　　需用費3,627万1,570円。消耗品費902万9,901円。光熱水費2,490万3,019円。修繕費220万3,650円。印刷製本費13万5,000円。

　　　次に３ページであります。

　　　その他１億1,766万9,229円。交際費6,960円。旅費78万9,622円。役務費693万8,048円。使用料及び賃借料664万9,804円。

　　　４ページをお開きください。

　　　原材料費9,020万8,196円。備品購入費16万9,236円。負担金及び交付金89万3,768円。

　　　５ページになります。

　　　委託料414万3,595円。公課金787万円。

　　　当期支出合計でありますが、２億4,845万1,325円であります。

　　　なお、事業報告書と施設ごとの利用状況報告書につきましては、別冊となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

　　　以上で報告を終わります。

○議長

　　　これをもって報告を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第２２、報告第５号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」を議題といたします。

　　　財政の健全性に関する比率の報告を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　報告第５号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

　　　本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

　　　なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　報告第５号について、補足して説明を申し上げます。

　　　20ページをお開きください。

　　　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告でございます。

　　　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、第２条各号に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに第22条第１項に定める資金不足比率を次のとおり報告いたします。

　　　実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については黒字となっておりますので、表示はされておりません。実質公債費比率につきましては4.3でございます。昨年度は5.0％でございました。将来負担比率及び資金不足比率についてはございませんので、今回も表示されておりません。

　　　なお、同法第３条第１項及び22条の規定によりまして、監査委員の意見書が出ておりますので、よろしくお願いをいたします。

　　　以上で報告を終わらせていただきます。

○議長

　　　次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

　　　代表監査委員、目黒忠威君。

○代表監査委員（登壇）

　　　平成27年度財政の健全化判断比率審査意見書の報告を申し上げます。

　　　財政の健全化比率の内容については、ただいま総務課長から報告のあったとおりでございます。

　　　７月20日の決算審査の際に健全化比率の審査も行っておりますので、この意見書を申し上げたいと思います。

　　　審査の概要については、記載のとおりでありますので省略いたします。

　　　お手元の資料２ページ、第２、審査の結果からご報告を申し上げます。

　　　まず、健全化判断比率の状況についてでありますが、比率の状況については先ほど総務課長から報告があった表のとおりであります。

　　　次に、審査の総評を申し上げます。

　　　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、平成27年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認いたしました。

　　　また、健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断いたします。地方交付税や臨時財政対策債発行可能額の一般財源は、前年度比3,739万9,000円の増であります。自主財源の柱である町税の決算額は、前年度比1,047万7,000円減となりましたが、３億8,595万5,000円を確保し、厳しい環境の中ではありますが健全な財政運営に努められたと考えられます。

　　　今後も東日本大震災や原発事故、また、平成25年・26年・27年、７月・８月の集中豪雨、そして平成28年４月に発生した熊本地震、今回の台風による災害の復旧復興、さらには、４年後に日本で開催されますオリンピックの施設整備事業等により、国の財政は相当厳しく、交付税等も少なからず影響を及ぼすものと思われます。

　　　７月27日発表された平成28年度普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額は、前年度比3,900万円減の19億5,400万円でありますので、予算執行に当たっては、経常経費の節減かつ効率的行政運営に努め、また、税収入など自主財源の確保と地方債借り入れの抑制により、これからも健全な財政運営を進めていただきたいと思います。

　　　以上で意見書の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長

　　　これをもって報告を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第２３「議員派遣について」を議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員の派遣については、会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議員を派遣することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

　　　お諮りいたします。

　　　本日の議事日程に、追加日程第１、議員提出議案第７号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、お手元にお配りのとおり、日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第１、議員提出議案第７号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第７号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありますので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎閉会の議決

○議長

　　　以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

　　　お諮りいたします。

　　　これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、平成28年第３回柳津町議会定例会を閉会といたします。

　　　長時間に及ぶご審議、まことにご苦労さまでございました。（午後０時０１分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

　　　　柳津町議会　　議　　長　　　伊　　藤　　昭　　一

　　　　　同　　　　　議　　員　　　岩　　渕　　清　　幸

　　　　　同　　　　　議　　員　　　磯　　目　　泰　　彦

　　　　　同　　　　　議　　員　　　伊　　藤　　　　　純